

佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター
長期包括運営事業に係る調査

《概算要求水準書》

平成 29 年 11 月

佐賀県西部広域環境組合

佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター
長期包括運営事業に係る調査
《概算要求水準書》
目次

第1章	総則	1
第1節	用語の定義	1
第2節	計画概要	1
第3節	一般事項	3
第4節	運営・維持管理体制	4
第5節	見学者・住民対応	4
第6節	運営期間終了時の取扱い	5
第2章	建物内外の仕上げや設備機器等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。 受入業務	5
第3章	運転管理業務	7
第1節	溶融施設に係る運転管理業務	7
第2節	粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務	13
第4章	維持管理業務（保守管理・補修点検）	15
第1節	一般事項	15
第5章	環境管理業務	16
第6章	資源化促進業務	17
第7章	情報管理業務	18
第8章	余熱利用業務	19
第9章	その他関連業務	20
第1節	清掃	20
第2節	保険	20
第3節	その他	20

第1章 総則

「佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業に係る調査 概算要求水準書」は、佐賀県西部広域環境組合が「佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業に係る調査」において要求するサービス水準を示し、本調査に適用する。

第1節 用語の定義

要求水準書で使用する用語について、以下の通り定義する。

用語	説明
組合	佐賀県西部広域環境組合をいう。
本事業	「佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業」をいう。
本調査	「佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業に係る調査」をいう。
要求水準書	「佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業に係る調査 概算要求水準書」をいう。
佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター	エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)、管理棟、計量棟、外構設備など佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター敷地内の施設及び設備の総称をいう。
溶融施設	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター敷地内のエネルギー回収推進施設をいう。
粗大ごみ処理施設	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター敷地内のマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)をいう。
外構設備	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター敷地内にある構内道路、植栽、照明設備等の総称をいう。

第2節 計画概要

1. 一般概要

本事業は、組合が所有する佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンターに関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。

2. 事業名

佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター長期包括運営事業

3. 実施場所

佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター
佐賀県伊万里市松浦町大字山形地内

4. 業務内容

本事業における業務は、受入業務（料金徴収代行業務を含む。）、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、余熱利用業務、その他関連業務である。業務内容一覧を以下に示す。

表 1 業務内容一覧

区分	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター	
	溶融施設	粗大ごみ処理施設
受入業務	(計量棟における受付・計量業務等は、粗大ごみ処理施設の業務範囲とする。)	搬出入車両の管理
		廃棄物等の受付
		廃棄物等の受付計量
		直接搬入ごみの料金徴収代行
	搬出入車両の誘導	搬出入車両の誘導
	プラットホームの監視	プラットホームの監視
	廃棄物の搬入管理	廃棄物の搬入管理
運転管理業務	溶融施設の運転管理	粗大ごみ処理施設の運転管理
	ダンピングボックスの運転	破碎残渣の搬送(ベルトコンベアの運転)
	備品・什器・物品・用役の管理	備品・什器・物品・用役の管理
	運転管理計画等の作成及び遵守	運転管理計画等の作成及び遵守
	溶融飛灰処理物の運搬車両への積み込み	処理不適物の運搬車両への積み込み
維持管理業務	溶融施設の点検	粗大ごみ処理施設の点検
	溶融施設の補修	粗大ごみ処理施設の補修
	維持管理計画書等の作成及び遵守	維持管理計画書等の作成及び遵守
環境管理業務	環境保全基準の設定及び遵守	環境保全基準の設定及び遵守
	各種環境測定	各種環境測定
	作業環境基準の設定及び遵守	作業環境基準の設定及び遵守
	環境保全計画等の作成及び遵守	環境保全計画等の作成及び遵守
資源化促進業務	資源化物(スラグ・メタル)の品質確保	資源化物(鉄・アルミ)の品質確保
	資源化物の利活用計画の立案、引取先の選定	資源化物の利活用計画の立案、引取先の選定
	資源化物の積み込み(引渡)	資源化物の積み込み(引渡)
情報管理業務	各種業務報告書の作成及び管理	各種業務報告書の作成及び管理
	施設情報等のデータ管理	施設情報等のデータ管理
	図書等の管理	図書等の管理
余熱利用業務	余熱の場内供給	
	発電設備の運転	
	発電した電力の場内供給	
その他業務	見学者対応(一般見学者)	見学者対応(一般見学者)
	近隣対応(住民対応)への協力	近隣対応(住民対応)への協力
	清掃(日常清掃、構内道路の清掃、植栽管理)	清掃(日常清掃、構内道路の清掃、植栽管理)
	セルフモニタリングの実施	セルフモニタリングの実施

の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

- ⑥ 施設の運営・維持管理に関して、組合及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については組合の指示に基づき対応すること。
- ⑦ 組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。
- ⑧ 本事業遂行において事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書等については、組合との協議により作成すること。
- ⑨ 要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、最終的に取りまとめた図書を表す。
- ⑩ 要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において実施すること。
- ⑪ 震災その他不測の事態により、要求水準書に示す年間処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。

第4節 運営・維持管理体制

- ① 事業者は、本事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。
- ② 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- ③ 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。
- ④ 事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。
- ⑤ 事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制及び維持管理体制を整備すること。
- ⑥ 事業者は、場内の警備体制を整備すること。
- ⑦ 事業者は、自然災害、労働災害に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- ⑧ 事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。

第5節 見学者・住民対応

- ① 事業者は、施設の見学を希望する者の説明等を行うこと。土曜日、日曜日及び祝日は見学者の対応は行わない。なお、見学希望者の受付及び行政視察対応は組合が行う。
- ② 事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。なお、住民等による意見等があった場合、組合との協議の上、適切に対応し、その結果を組合に報告する。

第6節 運営期間終了時の取扱い

溶融施設及び粗大ごみ処理施設は、運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、組合は、第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施する。

当該検査の結果、当該施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は運営期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、事業者は、自らの費用負担において、必要な補修等を実施する。

- プラント設備が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。
- 設備の主要構造部等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。
- 建物内外の仕上げや設備機器等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。

第2章 受入業務

- ① 事業者は、廃棄物、薬剤等副資材、回収物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行うこと。
- ② 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない直接搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに組合に報告すること。
- ③ 事業者は、廃棄物、薬剤等副資材、回収物等の計量が必要な搬入・搬出する車両を計量棟において計量し、その記録を管理すること。
- ④ 事業者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示すること。
- ⑤ 事業者は、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、組合が定める料金を、組合が定める方法で、組合に代わり徴収すること。なお、事業者は、徴収した料金を組合が定める方法によって組合へ引き渡すこと。
- ⑥ 計量棟における受付は、以下に示す本施設の休日を除いた日の午前9時から午後5時30分とする。ただし、直接搬入ごみの受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
本施設の休日：日曜日（第2日曜日を除く）、年始（1月1日～1月3日）

第3章 運転管理業務

第1節 溶融施設に係る運転管理業務

1. 一般事項

- ① 事業者は、溶融施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件、環境保全協定書等を遵守し搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。
- ② 事業者は、溶融施設より回収される溶融飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。
- ③ 事業者は、施設の運転が、関係法令、公害防止条件、環境保全協定書等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- ④ 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両に対して適切な誘導・指示を行うこと。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- ⑤ 事業者は、搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- ⑥ 事業者は、スラグ及びメタルを自らが選定した引取業者に引き渡すこと。
- ⑦ 事業者は、溶融飛灰処理物を組合が別途委託する運搬事業者の車両に積み込むこと。
- ⑧ 事業者は、溶融施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的（年4回以上）に分析・管理を行うこと。また、溶融施設より搬出する溶融飛灰処理物、スラグ等についても、定期的に分析・管理を行うこと。
- ⑨ 事業者は、運転管理業務において以下の計画書等を作成する。
 - (a) 運転計画書（年間、月間）
 - (b) 運転管理マニュアル
 - (c) 運転日誌
 - (d) 日報
 - (e) 月報
 - (f) 年報

2. 運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 処理対象ごみと年間処理量

処理対象ごみ：可燃ごみ、粗大ごみ処理施設残渣

表2 計画処理対象量（平成30年度計画）

可燃ごみ (t)	52,682t
不燃ごみ (t)	2,430t
粗大ごみ (t)	2,873t
資源化物 (t)	▲594t
計画ごみ搬入量	57,392t

※ 見積にあたっては、上記平成30年度計画の数値により12年間の運営管理費を算定するものとする。

(2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。
搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

(3) 運転時間

施設の運転時間は 24h/日とする。

(4) 計画ごみ質

表 3 計画ごみ質

項目		ごみ質	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	可燃分		%	33.1	46.4	52.3
	水分		%	60.1	44.9	37.7
	灰分		%	6.8	8.7	10.0
低位発熱量			kJ/kg	5,300	9,100	11,500
単位容積			t/m ³	0.30	0.20	0.16
元素分析 %	炭素 C		%		55.63	
	水素 H		%		7.68	
	酸素 N		%		1.71	
	窒素 O		%		34.16	
	硫黄 S		%		0.06	
	塩素 Cl		%		0.76	

(5) 計画残渣（溶融飛灰処理物）発生率

処理量に対して約 3.5%

(6) 公害防止条件

① 粉じん基準値

排気口出口粉じん濃度 0.1g/Nm³ 以下

② 排出ガス基準値

表 4 排ガス基準

項目	基準値
ばいじん	0.01 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	50 ppm 以下
塩化水素	50 ppm 以下
窒素酸化物	100 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下
一酸化炭素	平均 30 ppm 以下 最大値 100 ppm 未満
水銀	50 μg/m ³ N 以下

③ 排水基準値

ア) プラント系排水及び洗車排水

プラント系排水及び洗車排水は、排水処理設備で処理後、場内で再利用するクローズドシステムとし、場外には放流しないものとする。

イ) 生活系排水

生活系排水は合併処理浄化槽で処理し河川放流する。放流基準は以下のとおりとする。

表 5 放流基準

■生活環境項目

項目	単位	放流基準
水素イオン濃度	pH	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	30 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	10 以下
ヘキサン抽出物		
鉱油類含有量	mg/L	5 以下
動植物油脂類含有量	mg/L	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	5 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000 以下
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60) 以下
りん含有量	mg/L	16 (日間平均 8) 以下
透視度	—	30 以上

■有害項目

項目	単位	放流基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下
有機りん化合物	mg/L	1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下

項目	単位	放流基準
1.2 - ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
1.1 - ジクルルエチレン	mg/L	0.2 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
1.1.1-トリクルルエタン	mg/L	3 以下
1.1.2-トリクルルエタン	mg/L	0.06 以下
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下
チオペンカルプ	mg/L	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
ふっ素含有量	mg/L	8 以下
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	10 以下

④ 騒音基準値

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表 6 騒音基準

昼 間 午前 8 時～午後 7 時	朝 夕 朝：午前 6 時～午前 8 時 夕：午後 7 時～午後 11 時	夜 間 午後 11 時～翌朝午前 6 時
60 dB(A)以下	50 dB(A)以下	50 dB(A)以下

⑤ 振動基準値

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表 7 振動基準

昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～翌朝午前 8 時
65 dB 以下	60 dB 以下

⑥ 悪臭基準値

敷地境界線において以下の基準値以下とする。

臭気強度 2.5 以下

⑦ 作業空間ダイオキシン類濃度基準

熔融炉、燃焼室、熔融飛灰処理設備及び排ガス処理設備等周辺の作業場は、空気環境の保全を確保するため、ダイオキシン類の濃度を 2.5pg-TEQ/m³ 以下とする。

⑧ 溶融飛灰処理物の基準

表 8 溶融飛灰処理物の溶出基準値

項目	基準値
カドミウム	0.1 mg/L (溶出基準)
鉛	0.3 mg/L (溶出基準)
六価クロム	1.5 mg/L (溶出基準)
砒素	0.3 mg/L (溶出基準)
総水銀	0.005 mg/L (溶出基準)
アルキル水銀	検出されないこと (溶出基準)
セレン	0.3 mg/L (溶出基準)
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g (含有量基準)

⑨ 溶融スラグの基準

溶融スラグは、以下に示す有害物質溶出基準、有害物質含有量基準を満たすものとする。また、溶融スラグに係る化学成分、物理的性質、反応性、粒度は「コンクリート用溶融スラグ細骨材基準 (JIS A5031)」及び「道路用溶融スラグ骨材基準 (JIS A5032)」に合致するものとする。また粒度範囲は規定された範囲で再資源化に適したものとする。

表 9 溶融スラグの有害物質溶出基準

項目	溶出基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
フッ素	0.8mg/L 以下
ホウ素	1.0 mg/L 以下

表 10 溶融スラグの有害物質含有量基準

項目	含有量基準値
カドミウム	150 mg/kg 以下
鉛	150 mg/kg 以下
六価クロム	250 mg/kg 以下
砒素	150 mg/kg 以下
総水銀	15 mg/kg 以下
セレン	150 mg/kg 以下
フッ素	4,000 mg/kg 以下
ホウ素	4,000 mg/kg 以下

(7) 用役条件

① 給排水

給水については、プラント用水は上水及び再利用水、生活用水は上水とする。
排水については、プラント系排水は、クローズドシステム（全休炉期間中に発生するプラント系排水については、全量貯留できるようにし、再稼働後に処理・再利用する）とする。生活系排水は、合併浄化槽にて処理後、河川放流とする。

水は場内での雨水利用を図るものとし、利用水以外の余水については、雨水調整池を介して河川放流する。

水道料金は事業者が負担するものとする。

② 電力

電力会社との契約は組合が行うが、購入する電力料金は事業者が負担するものとする。

(8) 車両の仕様

運転管理に必要な車両は、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定すること。

第2節 粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務

1. 一般事項

- ① 事業者は、粗大ごみ処理施設の各設備（脱臭装置を含む）を適切に運転し、粗大ごみ処理施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件、環境保全協定書等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めること。
- ② 事業者は、施設の運転が、関係法令、粗大ごみ処理施設の公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- ③ 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットフォーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- ④ 事業者は、搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- ⑤ 事業者は、粗大ごみ処理施設残渣を溶融施設に自動搬送すること。
- ⑥ 事業者は、鉄及びアルミを自らが選定した引取業者に引き渡すこと。
- ⑦ 処理不適物は、場内にて引取業者に引き渡すものとする。事業者は、処理不適物を一定期間場内に保管し、組合が指定する車両に積み込むこと。
- ⑧ 事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。
- ⑨ 事業者は、運転管理業務において以下の計画書等を作成する。
 - (a) 運転計画書（年間、月間）
 - (b) 運転管理マニュアル
 - (c) 運転日誌
 - (d) 日報
 - (e) 月報
 - (f) 年報

2. 運転条件

(1) 処理対象ごみと年間処理量

処理対象ごみ：不燃ごみ、粗大ごみ

表 11 計画処理対象量（平成 30 年度計画）

不燃ごみ (t)	2,449t
粗大ごみ (t)	2,865t
計画ごみ搬入量	5,314t

※ 見積にあたっては、上記平成 30 年度計画の数値により 12 年間の運営管理費を算定するものとする。

(2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。
搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

(3) 運転時間

施設の運転時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間で、設備の立ち上げ下げを除く 5h/日以内とする。

(4) 計画資源化率

処理量に対して約 26.2%

(5) 公害防止基準

溶融施設に準ずる。

(6) 用役条件

① 給排水

溶融施設に同じ。

第4章 維持管理業務（保守管理・補修点検）

維持管理業務については、溶融施設、粗大ごみ処理施設とも共通とする。

第1節 一般事項

- ① 事業者は、本施設の基本性能を運営期間にわたり維持すること。
- ② 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- ③ 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて事業者の費用と責任において実施すること。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条の3及び同法施行規則第5条の規定に定める、一般廃棄物処理施設精密機能検査も行うこと。
- ④ 事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、事業者の費用と責任において補修を行うこと。事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。
- ⑤ 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
- ⑥ 設備が故障した場合の修理、調整
- ⑦ 再発防止のための修理、調整
- ⑧ 事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。
- ⑨ 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ⑩ 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- ⑪ 事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。
- ⑫ 事業者は、維持管理業務において以下の計画書等を作成すること。
 - (a) 備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）
 - (b) 点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）
 - (c) 点検・検査結果報告書
 - (d) 補修計画（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）
 - (e) 補修工事施工計画書
 - (f) 作業環境管理報告書
 - (g) 安全作業マニュアル
 - (h) 更新計画

第5章 環境管理業務

環境管理業務については、溶融施設、粗大ごみ処理施設とも共通とする。

- ① 事業者は、公害防止条件、関係法令、環境保全協定書、環境影響評価書等を遵守した環境保全基準を定め、運営・維持管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- ② 事業者は、運営期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、組合に報告すること。
- ③ 事業者は、本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定め、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- ④ 事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認し、組合に報告すること。

第6章 資源化促進業務

資源化促進業務は、溶融施設、粗大ごみ処理施設とも共通とする。

- ① 事業者は、安定して適正な資源化が行われるよう回収物（溶融施設：スラグ・メタル、粗大ごみ処理施設：鉄・アルミ）の品質を確保すること。
- ② 事業者は、回収物の全量を引き取り、有効利用を図ること。具体的には、回収物が適正に資源化されるよう利活用計画を立案し、引取先の選定及び売却を行うこと。

第7章 情報管理業務

情報管理業務については、溶融施設、粗大ごみ処理施設とも共通とする。

- ① 事業者は、ごみ搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ② 事業者は、点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ③ 事業者は、補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ④ 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ⑤ 事業者は、環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ⑥ 事業者は、回収物の有効利用方法、有効利用先、有効利用量等を記載した資源化促進業務管理報告書を作成し、組合に提出するとともに、関連データは、必要な期間保管すること。
- ⑦ 事業者は、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理し、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

第8章 余熱利用業務

余熱利用業務は、溶融施設に適用する。

- ① 適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。
- ② 本施設内において、電力等を安定的に供給すること。
- ③ 本施設で発電した電力については、本施設への供給を優先するものとし、その後の余剰分については電力会社等へ売電を行うものとする。なお、事業者は、電力会社以外の売電先、売電価格等の条件について組合に提案を行うことができる。その場合においても、売主は組合とする。

第9章 その他関連業務

その他関連業務については、溶融施設、粗大ごみ処理施設とも共通とする。

第1節 清掃

- ① 佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンターの敷地内については見学者等第三者の立入を考慮して常に清掃し、清潔に保つこと。なお、清掃は毎日行うこととする。
- ② 景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行うこと。管理業務の対象範囲は、佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター敷地内の植栽等とする。
- ③ 事業者は、清掃に関する要領書を作成すること。

第2節 保険

- ① 事業者は運営期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

第3節 その他

- ② 事業者は、本事業が適正に行われていることを自らも確認すること（セルフモニタリング）。